

新技術情報提供システム（NETIS）

登録申請支援事業実施要領

（総 則）

第1条 この要領は、国土交通省が運営する新技術情報提供システム（NETIS）（以下「NETIS」という。）に対し、技術開発者等が新技術の登録を申請するにあたって、一般財団法人 沿岸技術研究センター（以下「沿岸センター」という。）が行うNETIS登録申請への支援事業（以下「登録申請支援」という。）の実施に適用するものとする。

（登録申請支援の対象）

第2条 登録申請支援は、「技術開発者」等（技術開発者の承諾を得ていることを示す書類（代理店契約書等）を提出できる者を含む）の依頼を受けて行うものとする。

2 沿岸センターが行う登録申請支援の対象は、「技術開発者」等により依頼のあった港湾、空港、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる「新技術」とする。

（登録申請支援の依頼の前提条件）

第3条 登録申請支援を依頼しようとする技術（以下「依頼技術」という。）は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

- 一 依頼者が「技術開発者」等であること。
- 二 依頼技術が第2条に規定する「新技術」であること。
- 三 同一技術の再申請でないこと。

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

- A) 申請技術の原理が、NETIS登録技術（過去にNETIS登録技術であったものを含む。）と同じ又は酷似している。
 - B) 申請技術の適用範囲、適用効果が、上記のNETIS登録技術と同じ又は概ね同等である。
 - C) 申請技術の技術開発者が、上記のNETIS登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等、上記のNETIS登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる。
- 四 依頼技術については特許権等の権利侵害等のないものであること。
 - 五 依頼技術が、従前に国土交通省において登録却下されたものでないこと。
 - 六 別途定める実施規約に同意すること。

(登録申請支援の依頼)

第4条 依頼者は、登録申請支援依頼書（別紙様式）、NETIS申請様式1～4（NETISホームページよりダウンロードすること）、開発技術のパンフレット等登録申請支援に必要な資料を添えて沿岸センターに依頼するものとする。

(登録申請支援依頼の承諾)

第5条 沿岸センターは、登録申請支援依頼の承諾を決定した場合、別紙様式に定める登録申請支援依頼承諾書により依頼者に通知するものとする。

(所要経費等)

第6条 登録申請支援にあたり依頼者は別途実施規約に定める経費を負担するものとする。

2 所要経費には以下を含むものとする。

- 一 登録申請支援に要する沿岸センターの職員の人件費
- 二 申請書類の確認、助言及び修正案の提案に係わる作業費用
- 三 打合せ経費（依頼者以外を含む打合せには原則として同席しない。）

3 登録申請支援に関連して必要となる以下の経費は、第2項に規定する経費に含まれていないため、別途依頼者が負担するものとする。

- 一 NETIS登録に必要な様式等の作成印刷費
- 二 NETIS登録の過程で必要となった確認試験等に係わる経費
- 三 その他沿岸センターと協議して必要となった経費

(登録申請支援の方法)

第7条 登録申請資料については、依頼者自身が作成した後、沿岸センターに支援を依頼するものとし、この場合沿岸センターは助言及び修正案について提案する。なお、助言及び修正案の提案が不要な場合は、その旨を回答する。

2 依頼者が申請先に登録申請書類を提出後、修正及び追加書類の提出等を指示された場合は、依頼者が修正案及び追加書類を作成し、沿岸センターに支援を依頼することができるものとし、この場合、沿岸センターは、助言及び修正案の提案を実施する。なお、助言及び修正案の提案が不要な場合は、その旨を回答する。

3 依頼者と沿岸センターとの登録申請支援に関する打合せは、下記の場所において原則3回を想定しているが、打合せ回数についてはこれに限定されるものではない。また、打合せの他に、電話、FAX、Email、郵送等により適宜連絡できるものとする。

東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階

一般財団法人沿岸技術研究センター

4 依頼者は、申請先から「受理通知書」の送付があった場合、遅滞なく沿岸センターに報告するものとし、当該報告をもって登録申請支援を終了するものとする。

5 登録申請支援は、NETISへの登録を保障するものではなく、申請先において登録を却

下される場合もあり、その場合沿岸センターは責を負わないものとする。

(登録申請支援の中止)

- 第8条 登録申請支援において、当該依頼技術が「第2条 登録申請支援の対象」または「第3条 登録申請支援の依頼の前提条件」に沿っていないことが認められた場合、あるいは依頼者が登録申請支援の依頼の取り下げを申し出た場合は、沿岸センター及び依頼者は、協議の上、登録申請支援を中止するものとする。
- 2 沿岸センターが回答を求める修正、確認等の提案に対して、依頼者が6か月以上回答を行わない場合、あるいは不誠実な対応が見受けられた場合は、協議の上、登録申請支援を中止するものとする。
 - 3 登録申請支援を開始した後、NETISへの登録が困難と沿岸センターが判断した場合、登録申請支援を中止できるものとする。
 - 4 登録申請支援を中止した場合、第6条に規定する所要経費は、沿岸センターが別途定める積算方法によって精算するものとする。

(調査協力)

- 第9条 依頼者は、国土交通省が沿岸センターに対して実施する登録申請支援に関する調査に協力するものとする。なお、同調査への協力は、登録申請支援終了後においても行うものとする。また、調査に備え、支援の依頼、実施等を行った場合、沿岸センター及び依頼者双方で日付を記録しておくものとする。

(登録支援技術に係る責任)

- 第10条 登録申請支援終了後にNETIS登録された技術に関わるすべての責任は、別途国土交通省が定める「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づくものとし、依頼者が責を負うものとする。

(機密保持)

- 第11条 沿岸センターは、登録申請支援において知り得た秘密情報を依頼者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、秘密情報の範囲については、依頼者の申告による。

(雑則)

- 第12条 この要領の定め疑義がある場合または定めのない場合は、依頼者と沿岸センターの協議によるものとする。

附 則

1. 本実施要領は、平成30年12月1日から施行する。